職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

行政職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
１級	主事又は技師の職務	805	13.3	主事・技師	805	1,927	31.8	主事・技師・主任
				計	805			
２級	１ 困難な業務を行う主事又は技師の職務 ２ 警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務	1,015	16.7	主事・技師	961			
				主任	52			
				その他	2			
				計	1,015			
３級	１ 主任主査又は技術主任主査の職務 ２ 主査又は技術主査の職務 ３ 警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 ４ 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務 ５ 中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	1,097	18.1	主事・技師	15			
				主任	91			
				主任（再任用）	1			
				計	107			
				主任主査・技術主任主査・企画員	131	1,769	29.2	係長級
				主査・技術主査	676			
				主査・技術主査（再任用）	132			
				係長	51			
				計	990			
４級	１ 主幹又は技術主幹の職務 ２ 困難な業務を行う主任主査又は技術主任主査の職務 ３ 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 ４ 困難な業務を行う中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	1,214	20.0	主任主査・技術主任主査・企画員・専門検査員・副主任指導員	476			
				主任主査・技術主任主査（再任用）	46			
				主査・技術主査	139			
				係長	117			
				係長（再任用）	1			
				計	779			
				主幹・技術主幹・主任指導員等	433	1,668	27.5	課長補佐級
				主幹・技術主幹（再任用）	2			
				計	435			
５級	１ 本庁又は委員会等の事務局の総括課長補佐、総括室長補佐、総括技術補佐、課長補佐、室長補佐又は技術補佐の職務 ２ 地方機関の総括次長、総括技術次長、次長又は技術次長の職務 ３ 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 ４ 市警察部の課長補佐の職務 ５ 警察署の課長の職務 ６ 高等学校又は特別支援学校の事務室長の職務	1,233	20.3	総括課長補佐・総括室長補佐・総括技術補佐・課長補佐・室長補佐・技術補佐・隊長補佐・所長補佐・上席専門検査員・副監査専門監・上席指導員	425			
				課長補佐・技術補佐（再任用）	5			
				地方機関の総括次長・総括技術次長・次長・技術次長・出張所長・副校長等	581			
				地方機関の次長・技術次長（再任用）	4			
				主幹・技術主幹・主任指導員	183			
				警察署の課長	24			
				警察署の課長代理（再任用）	1			
				少年育成官	9			
				警備派出所の所長	1			
				計	1,233			
６級	１ 本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 ２ 地方機関の長の職務 ３ 本庁又は委員会等の事務局の専門監の職務 ４ 地方機関の専門監の職務 ５ 警察本部又は市警察部の課長の職務	369	6.1	担当課長・専門監	35	585	9.6	課長級
				地方機関の長 └県税事務所地域事務所、児童相談所支所等	5			
				副参事・技術副参事	317			
				地方機関の部長	7			
				地方機関の技術副所長	2			
				交通管制官・採用調査官・少年健全育成指導官	3			
				計	369			
７級	１ 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 ２ 困難な業務を行う地方機関の長の職務 ３ 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務	216	3.6	課長・室長	101			
				地方機関の長 └県税事務所、児童相談所、高等技術専門校、大阪事務所、土木事務所地域事務所等	46			
				地方機関の副所長・副校長 └仙台中央県税事務所、東京事務所、保健福祉事務所、土木事務所等	22			
				地方機関の部長 └地方振興事務所、仙台土木事務所等	34			
				専門監	2			
				警察組織規則第３条第４項に掲げる組織の室長･所長	4			
				会計調査官・相談調査官・施設調査官・教養調査官・監察官・会計官	6			
				副参事	1			
				計	216			

8級	1 本庁の副部長若しくは副局長又は委員会等の事務局の副事務局長若しくは副教育長の職務 2 特に困難な業務を行う地方機関の長の職務	89	1.5	本庁の副部長・副局長・委員会等の事務局の副事務局長・副教育長等	33	89	1.5	副部長級
				地方機関の長 └仙台中央県税事務所、保健福祉事務所、土木事務所、総合教育センター等	13			
				地方機関の副所長・副館長 └地方振興事務所、産業技術総合センター、仙台土木事務所、美術館、図書館、東北歴史博物館	20			
				デジタル政策推進監	1			
				参事・技術参事	22			
				計	89			
9級	1 本庁の部長又は局長の職務 2 会計管理者の職務 3 委員会等の事務局の長の職務 4 極めて困難な業務を行う地方機関の長の職務	26	0.4	本庁の部長	9	26	0.4	部長級
				事務局長	4			
				会計管理者	1			
				地方機関の長 └公務研修所、東京事務所、地方振興事務所、仙台土木事務所	10			
				理事・技監	2			
				計	26			
10級	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職務で人事委員会が認めるもの	0	0.0					
				計	0			
	合　計	6,064	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

公安職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	巡査の行う職務	284	7.2	係	284			
				計	284			
2級	1 巡査長の行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	656	16.6	巡査長	353			
				係	303			
				計	656	1,423	36.1	係員級
3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	729	18.5	巡査長	466			
				係	17			
				計	483			
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務	1,156	29.3	主任	207			
				交番その他の派出所又は駐在所の所長・副所長・班長	37			
				その他	2			
				計	246			
				巡査長	77			
				巡査長（再任用）	1	1,110	28.2	主任級
				主任	515			
				主任（再任用）	20			
				交番その他の派出所又は駐在所の所長・副所長・班長	248			
				交番副所長（再任用）	1			
				その他	2			
				計	864			
				係長	256			
				係長（再任用）	6			
				警察署の課長	1			
				交番その他の派出所又は駐在所の所長・副所長	20			
				警察署の課長代理	3			
				その他	6			
				計	292	1,011	25.7	係長級
5級	1 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 市警察部の課長補佐の職務 3 警察署の課長の職務 4 困難な業務を行う係長の職務	833	21.1	係長	518			
				係長（再任用）	76			
				警察署の課長	10			
				警察署の課長代理	14			
				交番その他の派出所又は駐在所の所長・副所長	92			
				その他	9			
				計	719			
				課長補佐・隊長補佐	34			
				警察署の課長	69			
				検視官	3			
				分駐隊長	2			
				交番その他の派出所又は駐在所の所長	2			
				警察学校の科長	1			
				警察組織規則第３条第４項に掲げる組織の隊長	1			
				その他	2			
				計	114			
6級	1 困難な業務を行う警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 困難な業務を行う市警察部の課長補佐の職務 3 困難な業務を行う警察署の課長の職務	169	4.3	課長補佐・隊長補佐	50			
				警察署の課長	67			
				次長	21			
				警察組織規則第３条第４項に掲げる組織の副隊長・副室長・副所長	6	283	7.2	課長補佐級
				秘書官、犯罪抑止指導官、通信指令官、検視官、被害者連絡調整官、総合情報分析官、交通事故鑑識官、捜査支援分析官、術科指導官、組織窃盗対策官、交通安全総合対策官、サイバー犯罪対策官、アクティブ・コミュニケーション戦略官	17			
				警察組織規則第３条第４項に掲げる組織の隊長・所長	5			
				警察学校の科長	2			
				その他	1			
				計	169			

7級	1 警察本部又は市警察部の課長の職務 2 警察署の長の職務	31	0.8	人事調査官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、特別捜査指導官、組織犯罪指導官、交通捜査指導官、警備指導官、人身安全対策官、交通聴聞官、経済調査官、匿名・流動型犯罪グループ対策総括指導官	12	88	2.2	課長級
				管理官	1			
				警察組織規則第３条第４項に掲げる組織の室長	3			
				副署長	5			
				副隊長	1			
				刑事官	8			
				その他	1			
				計	31			
8級	1 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務	57	1.4	課長・隊長	21			
				署長	13			
				上席監察官・監察官	9			
				企画官	2			
				副校長	1			
				警察組織規則第３条第４項に掲げる組織の隊長・室長	1			
				副署長	9			
				その他	1			
				計	57			
9級	1 警察本部又は市警察部の部長の職務 2 特に規模の大きい警察署の長の職務	25	0.6	署長	10	25	0.6	部長級
				組織犯罪対策局長	1			
				サイバーセキュリティ統括官	1			
				参事官	13			
				計	25			
	合　計	3,940	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

教育職給料表(1)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	503	10.2	実習助手 実習助手（再任用） 寄宿舎指導員 講師 計	112 8 54 329 503	503	10.2	講師級
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務	4,042	82.3	教諭 教諭（再任用） 養護教諭 養護教諭（再任用） 栄養教諭 栄養教諭（再任用） 実習講師・実習教諭 主任寄宿舎指導員 計	3,483 209 128 6 18 1 150 47 4,042	4,042	82.3	教諭級
特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務	143	2.9	主幹教諭 計	143 143	143	2.9	主幹教諭級
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	134	2.7	教頭 副校長 計	122 12 134	134	2.7	教頭級
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	89	1.8	校長 計	89 89	89	1.8	校長級
	合　計	4,911	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

教育職給料表(2)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校、小学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	345	4.9	講師 計	345 345	345	4.9	講師級
2級	中学校、小学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	5,771	81.5	教諭 教諭（再任用） 養護教諭 養護教諭（再任用） 栄養教諭 主幹（教育事務所） 計	5,101 282 311 8 66 3 5,771	5,771	81.5	教諭級
特2級	中学校、小学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務	244	3.4	主幹教諭 主幹（教育事務所） 計	240 4 244	244	3.4	主幹教諭級
3級	中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	375	5.3	教頭 副校長 地方機関の次長（教育事務所） 計	362 7 6 375	375	5.3	教頭級
4級	中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務	343	4.8	校長 副参事（教育事務所） 計	334 9 343	343	4.8	校長級
	合　計	7,078	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

研究職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	1 技師の職務 2 警察本部の主任の職務	52	18.2	技師	48	62	21.8	技師・主任
				主任	4			
				計	52			
2級	1 副主任研究員の職務 2 研究員の職務 3 高度の知識経験を必要とする研究を行う技師の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う警察本部の主任の職務	48	16.8	技師	8			
				主任	2			
				計	10			
				副主任研究員	1	88	30.9	係長級
				研究員	29			
				研究員（再任用）	8			
				計	38			
3級	1 総括研究員の職務 2 上席主任研究員の職務 3 主任研究員の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う副主任研究員の職務 5 警察本部の上席研究官の職務 6 警察本部の研究官の職務	139	48.8	副主任研究員	31			
				副主任研究員（再任用）	5			
				研究員	12			
				研究員（再任用）	2			
				計	50			
				上席主任研究員	36	81	28.4	課長補佐級
				上席主任研究員（再任用）	2			
				地方機関の総括次長	1			
				科長	3			
				主任研究員	39			
				計	81			
				総括研究員	8			
				計	8			
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 試験研究機関等の部長の職務 3 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う総括研究員の職務 4 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う警察本部の上席研究官の職務	37	13.0	試験研究機関の長 └水産試験場、畜産試験場、多賀城跡調査研究所、林業技術総合センター	4	45	15.8	課長級
				試験研究機関の副所長、副場長 └保健環境センター、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場	3			
				試験研究機関の部長 └保健環境センター、産業技術総合センター、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター等	21			
				技術副参事	1			
				総括研究員	8			
				計	37			
5級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 困難な研究を行う試験研究機関の長の職務	9	3.2	試験研究機関の長 └保健環境センター、産業技術総合センター、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、水産技術総合センター	5	9	3.2	副部長級
				試験研究機関の副所長 └産業技術総合センター	1			
				研究連携推進監	1			
				技術参事	2			
				計	9			
						0	0.0	部長級
				計	0			
	合　計	285	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

医療職給料表(1)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	9	47.4	技師	9	9	47.4	技師
				計	9			
2級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術補佐又は技術補佐の職務	2	10.5			2	10.5	係長級
				計	0			
				技術主幹	1			
				技術主査	1			
				計	2			
3級	1 地方機関の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術補佐又は技術補佐の職務	5	26.3			0	0.0	課長補佐級
				計	0			
				保健医療監	4	5	26.3	課長級
				技術副参事	1			
				計	5			
4級	1 規模の大きい地方機関の長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務	3	15.8	技術参事	3	3	15.8	副部長級
				計	3			
	合 計	19	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

医療職給料表(2)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「栄養士等」という。）の職務	3	1.3	技師	3	60	25.8	技師
				計	3			
2級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等の職務	32	13.7	技師	32			
				計	32			
3級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 3 特に困難な業務を行う栄養士等の職務	38	16.3	技師	25			
				計	25			
				技術主査	4	86	36.9	係長級
				技術主査（再任用）	9			
				計	13			
4級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務	18	7.7	技術主任主査（再任用）	1			
				技術主査	17			
				計	18			
5級	1 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う技術主任主査の職務	127	54.5	技術主任主査	35			
				技術主査	20			
				計	55			
				地方機関の総括次長	7	72	30.9	課長補佐級
				地方機関の総括技術次長	5			
				地方機関の技術次長	22			
				技術主幹	38			
				計	72			
6級	1 地方機関の長の職務 2 地方機関の技術副所長の職務 3 地方機関の部長の職務 4 地方機関の専門監の職務	8	3.4	保健福祉事務所の技術副所長	4	15	6.4	課長級
				技術副参事	4			
				計	8			
7級	困難な業務を行う地方機関の長の職務	7	3.0	地方機関の長 └食肉衛生検査所、動物愛護センター、家畜保健衛生所	7			
				計	7			
	合 計	233	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

医療職給料表(3)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0			39	36.4	技師
				計	0			
2級	保健師又は看護師の職務	22	20.6	技師	22			
				計	22			
3級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 3 警察本部の係長の職務	21	19.6	技師	17			
				計	17			
4級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務 3 困難な業務を行う警察本部の係長の職務	17	15.9	技術主査	2	36	33.6	係長級
				技術主査（再任用）	2			
				計	4			
				技術主任主査（再任用）	3			
				技術主査・係長	14			
				計	17			
5級	1 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う技術主任主査の職務 5 警察本部の課長補佐の職務	41	38.3	技術主任主査	11			
				企画員	1			
				技術主査	3			
				計	15			
				総括技術次長	4	26	24.3	課長補佐級
				技術次長	8			
				技術主幹	13			
				健康管理専門官	1			
				計	26			
6級	1 地方機関の技術副所長の職務 2 警察本部の課長の職務	6	5.6	支所長	1	6	5.6	課長級
				技術副参事	5			
				計	6			
	合　計	107	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

技能職等給料表

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務	4	2.6	技師	4	76	50.3	技師等
				計	4			
2級	技能又は経験を必要とする業務を行う 技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務	20	13.2	技師	20			
				計	20			
3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う 技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務	44	29.1	技師	18			
				技師（再任用）	26			
				計	44			
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う 技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務	8	5.3	技師	8			
				計	8			
5級	1 巡視長の職務 2 技師（運転技術主任）、技師（巡視主任）等の職務	75	49.7	主事・技師（主任）	75	75	49.7	技師等（主任）
				計	75			
	合　計	151	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

特定任期付職員の給料表

号俸	標準的な場合	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1号俸	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0	計	0			
2号俸	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0.0	計	0			
3号俸	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	100.0	課長補佐	1	1	100.0	課長補佐級
				計	1			
4号俸	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0	計	0			
5号俸	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0	計	0			
6号俸	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0	計	0			
7号俸	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0	計	0			
	合　計	1	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。